第十二号様式（第三十七条関係）

（表面）

（注）表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

（裏面）

（略）

第十二号様式（第三十七条関係）

（表面）

（注）表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

（裏面）

（略）

（建築士法施行規則の一部改正）

第五条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許の申請）	（免許の申請）
第一条の五　（略）	**第一条の五**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「一級建築士免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。	3　前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「一級建築士免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。